

地域生活支援事業事業者登録誓約書

年 月 日

高石市福祉事務所長 様

(事業者)所在地

名 称

代表者氏名

印

高石市地域生活支援事業に係る事業者登録の申請を行うにあたり、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めること及び、関係法令、通達、及び高石市の要綱等を遵守することの他、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

(受給資格の確認)

1 サービス利用者から、当該地域生活支援事業について高石市地域生活支援事業に係る支援費を受領委任払い制度にて取り扱うことを求められた場合には、福祉事務所長が交付した受給者証によって、当該地域生活支援事業の利用決定を受けていることを確認すること。

(利用者負担の受領)

2 地域生活支援事業に係る利用者負担については、サービス利用者より受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、利用者負担の受領後、利用者へ領収証を発行すること。

(指導・調査等)

3 高石市がサービスの提供に関して指導又は調査を行なう場合に、台帳及び書類を検査し、説明を求めた場合には、直ちにこれに応じること。

4 関係法令、通達、本市要綱又はこの遵守事項に違反し、福祉事務所長から指導を受けたときは、直ちに是正すること。

(登録の取消等)

5 この遵守事項に違反した場合、又は不正な手段により事業者登録を申請した場合、福祉事務所長は直ちに当該登録を取り消しすることとし、また、これについて、異議を唱えないこと。

(苦情処理等)

6 サービス利用者からの苦情又は相談があった場合、サービス利用者から、状況の聞き取りを行い、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、サービス利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法をサービス利用者の立場に立って検討し、対処すること。

(賠償責任)

7 サービスの提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、サービス利用者へ損害を与えた場合には、その責任の範囲において、サービス利用者に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

8 事業所の職員は、業務上知り得たサービス利用者又はその家族の秘密を保持すること。また、職員でなくなった後においても同様とする。

(その他)

9 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を届け出ること。